中央環境審議会野生生物部会遺伝子組換え小委員会「遺伝子組換え生物が生物多様性に及ぼす影響の防止のための措置について(中間報告)」に対する意見の概要と対応方針について

<中間報告の記述に関するもの> 7件

< 中間報告の記述に関 該当箇所	]するもの> /件 意見要旨	対応方針	件数	備考
p.11 (利用によ 便益の考慮	る 便益が高い場合には、軽減措置の条件付けに手心	は、 遺伝子組改変生物の利用によって得られる利益の性質によって は、 便益を考慮することができるという立場です。 得られる便益と 影響の時間的・空間的スケールが違うことを念頭に置く必要があ ることは当然であり、その点も報告で記述しています。	1	<u>™                                    </u>
p.11 (c)影響の軽 措置	の撲滅、封じ込め、防除を含めた影響の軽減に要す	影響が生じた際の防止・軽減措置の確実な実施に関しては、今後 法制度を検討する過程で御意見を参考に検討すべきと考えます。 被害の補償に関する無過失責任については、現在、無過失責任 が規定されているものは、人の生命、身体への被害で、被害者の 救済が緊急かつ重大である場合に限定して制度化されている(大 気汚染防止法、水質汚濁防止法等)ものであり、生物多様性の確 保を主たる目的としている今回の制度に、無過失責任制度を導入 することは現在のところ困難と考えています。	1	
との遺伝子	マ変 価法にならって、環境省が、必要に応じて、自ら進 <i>f</i> ・環 で意見を述べることができる制度にする。	平 御指摘については、法制度を検討する過程で参考にすべきと考え 。 ます。	1	
との遺伝子	<ul><li>₹変えで、確認を行う制度とすることを明確にし、図4中</li><li>・環の市民からの意見提出を意味する矢印を、点線で</li></ul>	国民の意見の提出は、「(影響評価に関する情報の提供)」の項目で記載していますが、具体的な情報の提供、意見の提出方法については、今後御意見を参考に検討すべきと考えます。 図については、御指摘のとおり変更します。	1	
との遺伝子	プご「行政当局は、その計画の実施を環境放出利用の 変変 条件として義務づけることができることとすべきであ ・環 る。」を「義務づけることを原則とすべきである。」に 変更。	御指摘を踏まえ、「行政当局は、その計画の実施を義務付けるなど、計画の確実な実施の確保を図るべきである。」に修正します。	1	
	に この項目のタイトルを「行政当局による確認に際して の社会的合意の尊重」と変更する。	「御指摘を踏まえ「影響評価に関するコミュニケーションの確保」に 修正します。	1	
図 4	図4中の「モニタリング結果等の報告」の右横に矢印を追加し、情報公表を行う旨をより明らかにする。	] 御指摘を踏まえ、モニタリング等の仕組みを検討する中で、その 結果の報告、情報の公開について位置づけることが必要と考えま すので、矢印を加えます。	1	
	·	合計	7	

## < 中間報告全般に関するもの >

<中間報告全般に関する	もの > 13件			
該当箇所	意見要旨	対応方針	件数	備考
	図4等より、モニタリング計画、緊急措置計画、管理計画等は、すべて申請者側の情報、評価であるなど、遺伝子改変生物等の環境放出利用を促進する立場に偏っている。	御指摘のような申請者側の提出する情報、計画等についても、専門家の意見聴取等により妥当かどうか判断することとしています。	1	
	かわらず不可逆的な影響であることが大いに考えられる。「影響の軽減措置」では不十分。	「影響の軽減措置」は、「特定された影響が生じないような管理や、生じた際に対応が可能な管理」を総称したものであり、より趣旨を明確にするために「影響の防止・軽減措置」と修正します。	1	
	員会等には、専門家だけでな〈一般の市民の参加も必要。	委員会等は、専門的な見地から検討する場として設置されるものであり、市民については、情報を提供し、意見を提出できるようにすることとしています。	1	
	提供者にするということではなく、海外を見習い、代替法開発、および評価のための機関をつくり、技術者を海外へ派遣させ、知識習得させるということへ税金を使うべき。		1	
	農作物を宿主とする遺伝子組換え体については、現 行通り農林水産省の管轄とし、二重規制とならない よう配慮すべき。	御指摘については、法制度を検討する過程で参考にすべきと考えます。	3	
		遺伝子組換え動物の取扱に関しては、「動物の愛護及び管理に関する法律」等に従って、虐待の防止など適正な取扱がなされなければなりません。	1	
	イオテクノロジーへの助成金を出すべきではない。	カルタヘナ議定書でも、遺伝子組換え技術は環境と人間に対する 適切な安全策を伴って開発及び利用されるならば、人類の福祉に とって多大な可能性を持つという認識に立っており、遺伝子組換 え技術自体の可能性を否定すべきではなく、この技術によって生 み出される生物の特性に応じて適切な管理をすべきという立場で す。	1	

(<中間報告全般に関するもの>の続き)

	もの > の続き)		111 1111	, a.e.,
該当箇所	意見要旨	対応方針	件数	備考
		生態系のメカニズムは複雑であり、現在の知見で環境放出にとも		
	ら成り立っているため、環境放出後の評価・判断を	なう影響の評価を行うことにはある程度の不確実性が伴います。		
	行うことができるという考え自体に無理があり、具体	そのため、利用後に影響のモニタリングを行うこと、新たな知見が		
	的に評価できるか疑問。	得られた際に再度評価を行うことなどにより、事前評価時に明ら		
		かでなかった要因に対応すべきとしています。	1	
	環境放出利用を行わないことが予防措置。安易な	国内での環境放出利用にあたっては、個別に、生物多様性への		
		影響について評価を行い、影響の程度に応じた軽減措置を講じる		
		仕組みにより、悪影響の予防は可能と考えています。罰則等のあ		
		り方については、法制度を検討する過程で参考にすべきと考えま		
	輸入により影響が生じた場合には厳しい罰則を科す			
	べき。		1	
		御指摘については、法制度を検討する過程で参考にすべきと考え		
	で十分に調整を図り、煩瑣な手続きとならないように			
	で「力に調金を囚り、原境な子派さとなりないように   すべき。	O 7 0	1	
	1. —	  御指摘については、法制度を検討する過程で参考にすべきと考え	- 1	
	同趣旨を環境省の制度検討にも反映されることを要			
	可壓百を環境自分的反換的にも反映されることを安  望。	Δ y 0	1	
(以下は農林水産省報告	<u>幸。</u> 遺伝子組換え技術は、これまでガイドラインに基づき安全性に			(以下参考)
に対する個別意見)	配慮して開発されてきている。これまで環境への悪影響が生じ			(5/1 2 3)
に対する個別思元	た事例がないことも認識すべき。			
	↓ リスク評価・管理は、あくまでも悪影響の防止のために行われる			
	ものであり、GM作物そのものを問題視すべきでない。			
	これまで運用されてきた農水省指針の有効性を十分考慮すべ			
	き。			
	過度のリスク評価・管理を事業者に科すことは、組換え作物自体の経済価値を損なうものであり、科学的に適切な範囲で実施			
	本の経済価値を損なりものであり、科子的に週切な範囲で実施されるべき。			
	リスク管理は、リスクの程度に即して適切に行われるべきであ			
	り、過大な予防措置とすべきではない。			
	「意図せざる混入」を一律に考えるのではなく、受容環境や作物			
	性質を考慮して判断すべき。			
	┃ ┃正確な情報提供、リスクコミュニケーション、リスク管理等に関す			
	る調査研究を積極的に進めるべきであるが、悪影響に関する新			
	たな情報については、不必要に人々の懸念を増大させないよう			
	な措置を講ずることが必要。			
	科学的知見の集積に応じて評価項目の変更など、柔軟な対応			
	が必要。 法制化にあたっては国際的な動向にも十分配慮すべき。			
	//四川にのにノては凹体的な割凹にも1月60億9~6。	<u>^</u> ±1	40	
		合計	13	